

第1回 横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月16日(月) 午後1時30分から3時30分まで
開 催 場 所	神奈川区役所本館2階中会議室
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 豊田 宗裕 (聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科教授)</p> <p>委員 秋元 治 (神奈川区シニアクラブ連合会 副会長)</p> <p>友井 恵子 (神奈川区民生委員・児童委員協議会 副会長)</p> <p>奈良 公美 (神奈川区保健活動推進委員会 地区会長)</p> <p>林元 のり子 (神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 副会長)</p> <p>東田 信子 (神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」 施設長)</p> <p>穂坂 光紀 (税理士)</p> <p>吉見 江利 (神奈川区多文化共生の会 副理事長)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>神奈川区福祉保健センター長 田畑 和夫</p> <p>神奈川区福祉保健課長 栗山 潤一郎</p> <p>神奈川区福祉保健課事業企画担当係長 野村 拓</p> <p>神奈川区福祉保健課事業企画担当 糸山 幸代、赤尾 由季</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開 (指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開) (傍聴者：なし)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者選定の概要、選定委員会での審議内容及び「横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会要綱」等について</li> <li>2 選定対象の地域ケアプラザの概要について</li> <li>3 委員長及び委員長職務代理者の選任について</li> <li>4 委員会の公開・非公開について</li> <li>5 指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>6 公募要項等について</li> <li>7 評価基準及び採点方法について</li> <li>8 面接審査について</li> </ol>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長に豊田委員を選出、委員長職務代理者に東田委員を指名。</li> <li>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び採点方法等 第2回 応募団体の面接審査 (当該施設の他の応募団体を除き公開)、指定管理者の候補者 (以下「指定候補者」という。) 及び次点候補者の選定、講評</li> <li>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</li> <li>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</li> </ol>

	<p>5 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、時間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。</p>
<p>議 事</p>	<p><b><u>1 指定管理者選定の概要、選定委員会での審議内容及び「横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会要綱」等について</u></b></p> <p>事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、会議録の公表について説明。</p> <p>(委員)</p> <p>質問なし</p> <p><b><u>2 選定対象の地域ケアプラザの概要について</u></b></p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアプラザの機能及び実施事業</li> <li>・地域ケアプラザ（神奈川区内7施設）の概要について説明。</li> </ul> <p>(委員)</p> <p>質問なし</p> <p><b><u>3 委員長及び委員長職務代理者の選任について</u></b></p> <p>横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に豊田委員を選出。</p> <p>同要綱第6条に基づき、委員長が職務代理者に東田委員を指名。</p> <p><b><u>4 委員会の公開・非公開について</u></b></p> <p>(事務局)</p> <p>公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <p><b>【第1回選定委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>・公募要項等について</li> <li>・評価基準及び採点方法について</li> <li>・面接審査について</li> </ul> <p><b>【第2回選定委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募団体の面接審査</li> <li>・指定候補者及び次点候補者の選定、講評</li> </ul> <p>※なお、応募団体の面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は、当該施設の他の応募団体を除き公開。</p> <p>(委員)</p> <p>質問なし</p>

(委員長)

特に意見がなければ、本日の会議の以後の議題は非公開、面接審査については原則公開（当該施設の他の応募団体を除く）、審査にかかる部分は非公開とすることによろしいか。

(委員)

異議なし。

## **5 指定管理者選定スケジュールについて**

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。なお応募がなければ再公募を行うことを説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

## **6 公募要項等について**

(事務局)

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

「接触の禁止」については、選定に関して、という理解でよいか。

(事務局)

指定管理者の選定に関しての接触を禁止するもので地域ケアプラザの利用を制限するものではありません。

(委員)

第三者評価は、毎年行っているのか。その結果を見ることはできるのか。

(事務局)

指定期間に一度の受審を義務付けている。結果は区のホームページで公表している。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりによろしいか。

(委員)

異議なし。

## **7 評価基準及び採点方法等について**

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・公募要項に記載のとおり。

○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7（1）は「0点」又は「6点」の2段階評価とし、（2）はアからウまでそれぞれ「0点」又は「3点」の2段階評価とする。
- ・評価項目8（1）は-10～15点の任意の点数で評価を行い、（2）は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体の場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7及び8を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7及び8を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

- ・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○採点方法

- ・各委員の仮採点及び面接審査の結果を踏まえて本採点する。

(委員長)

評価基準及び採点方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

**8 面接審査について**

(事務局)

○面接審査のタイムスケジュールについて説明

○面接審査での重点的説明事項について説明

○指定候補者等の選定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合は、再度協議の時間を設けたうえで委員長の判断とする。

(委員)

第2回の委員会前に点数をつけておくのか。

(事務局)

事前に送付する応募書類を見て仮採点をお願いしたい。

(委員)

前期の実績についてはどのように判断、採点するのか。

(事務局)

実績報告書をご覧いただき、評価項目8の評価の視点に基づき評価いただきたい。

(委員)

今まで、複数団体からの応募実績はあるのか。

(事務局)

ない。

(委員)

今まで最低制限基準を超えなかったことはあったのか。

(事務局)

ない。

(委員)

最低制限基準は一つの項目でも下回ってはだめということか。

	<p>(事務局) それぞれの項目で判断するのではなく、1～6の項目の合計点で判断する。</p> <p>(委員長) 面接審査について、事務局案のとおり行うということによろしいか。資料の微修正等については事務局で行うことによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(事務局) 議事録については委員長に一任することで、よろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p><u>1 資料</u></p> <p>(1) 第5期 横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員名簿 (2) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者「公募要項」(案) 7施設分 (3) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者「応募関係書類及び提出方法」(案) 7施設分 (4) 地域ケアプラザ評価基準項目 (案)</p> <p><u>2 特記事項</u></p> <p>次回は、令和7年4月に開催予定。日時、会場は後日連絡する。</p>